平成２８年（フ）第３０８号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷五122番地１　フォレスト・Ｋ・参番館201
債務者　岡部　誠二
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３１４号
愛知県一宮市大和町苅安賀字上西之杁23番地３
債務者　一木　真菜
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０号
兵庫県小野市下来住町1441番地
債務者　前田みとし
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１２８号
山口県山陽小野田市大字西高泊2387番地（アメーノカーサ106号）
債務者　青木　宣行
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２８２号
香川県高松市紙町450番地２　サンフレール301、住民票上の住所香川県高松市国分寺町新居2225番地２　Ｂ２号
債務者　増本小百合（旧姓神田）
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８３号
香川県高松市紙町450番地２　サンフレール301
債務者　増本　里美（旧姓神田）
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１号
静岡県富士宮市舞々木町946番地　オレンジハイツ302号室
債務者　青木　秀樹
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６２１号
名古屋市中川区昭明町３丁目17番地　Ａｓｔ202号
債務者　枡田　愛子
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７７号
愛知県東海市荒尾町油田６番地の２　エスペランタ聚楽園（203号）
債務者　船住　純佳
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７３号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目９番13―206号
債務者　又森富美子
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
大分県日田市大字日高959番地１　アーバン比佐津203号
債務者　梅木　　好
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第７２１号
仙台市太白区東郡山２丁目40番７号　リヴァティーヒルズ102
債務者　齋藤　明和
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８２９号
仙台市若林区荒町９番地　メゾネットＫ102
債務者　佐村　綾真
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
宮城県柴田郡大河原町字広表11番地９
債務者　齋藤　悦子
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３５０号
茨城県小美玉市中野谷501番地149
債務者　永木美智子（旧姓皆藤）
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３５５号
茨城県ひたちなか市大字市毛1157番地１
債務者　河原井春美
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで　水戸地方裁判所